



“みらい”都市

笑顔あふれる
みどりがつなぐ

しあわせと



【 概 要 版 】

第 2 次

つくばみらい市

総合計画



策定の趣旨と役割

1 策定の趣旨

本市は、計画的かつ安定的な行財政運営を行っていくため、2008年（平成20年）3月に「つくばみらい市総合計画（基本構想、基本計画）」を策定、2012年（平成24年）3月に「つくばみらい市総合計画新基本計画」を策定しました。

本市における状況は、日本における人口減少社会への対応、地方分権による権限の移譲、少子高齢化の急速な進展、市民ニーズの多様化、さらには、東日本大震災や関東・東北豪雨等の経験を踏まえた新たな自然災害への対応など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面しています。

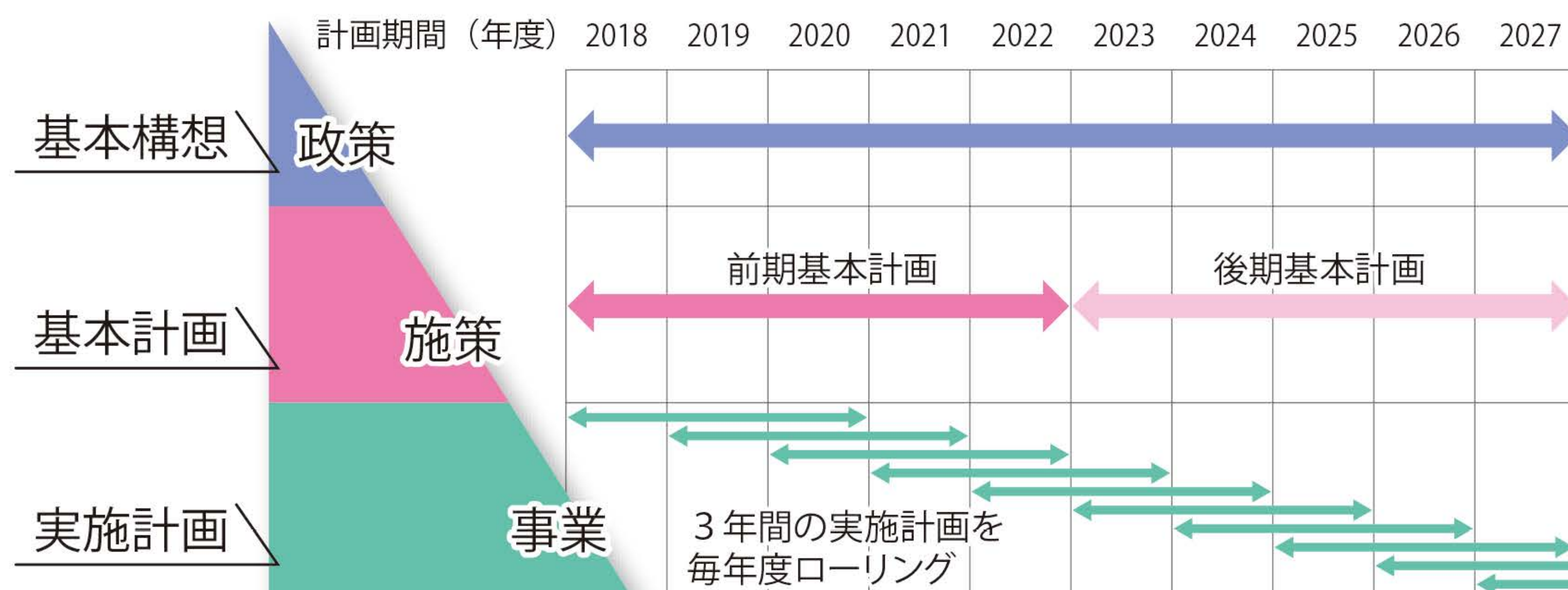
本市では、こうした社会経済環境の変化に的確に対応するとともに、魅力あるまちづくりを進展するため、計画的かつ安定的な行政運営を行っていく必要があります。

そこで、今後の時代の潮流、社会情勢の変化、財政状況等を勘案した上で、「つくばみらい市総合計画条例」に基づき、市民と行政のまちづくりの行動計画となる第2次つくばみらい市総合計画を市民参画の下、策定するものです。

2 計画の構成

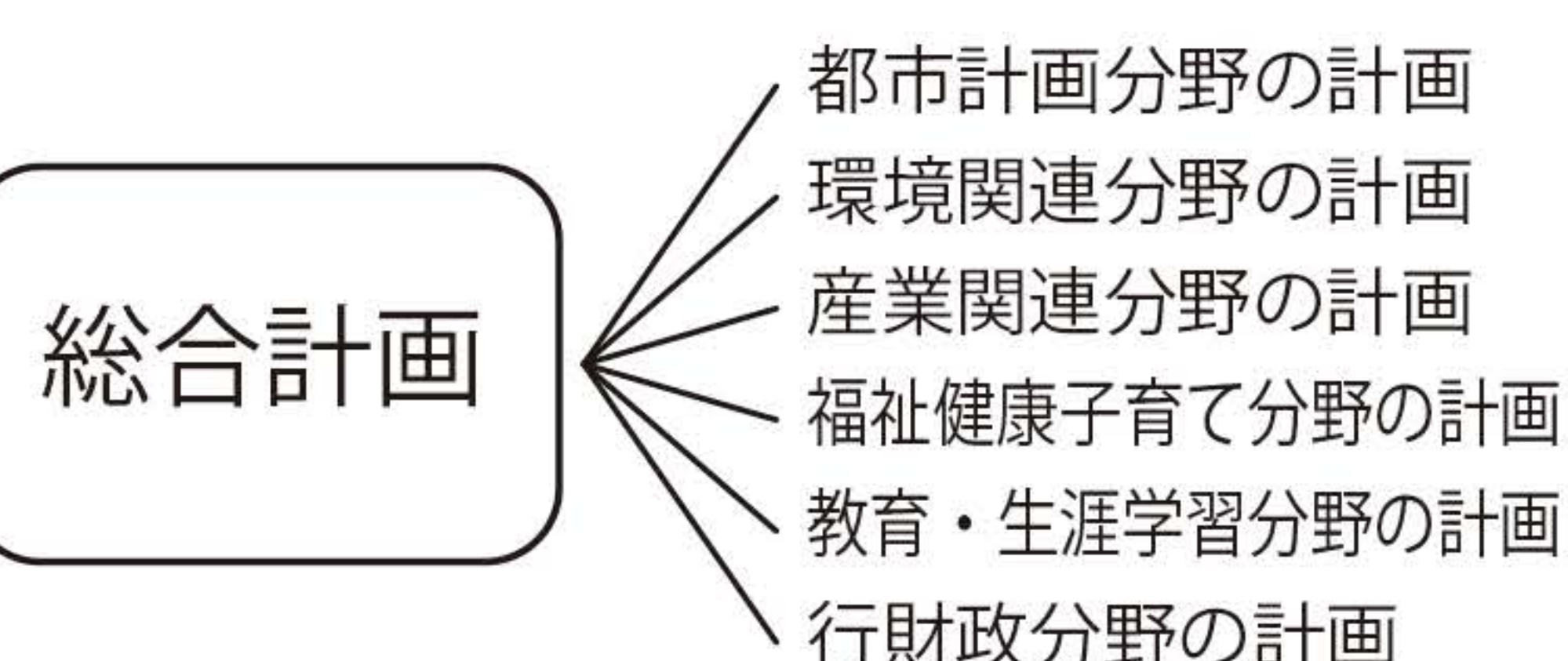
総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成しています。

- (1) 基本構想** （10年間）2018年度（平成30年度）～2027年度
本市の行政を総合的かつ計画的に運営するために、将来像と目標を明らかにします。
- (2) 前期基本計画** （5年間）2018年度（平成30年度）～2022年度
将来像を実現するために、具体的に推進すべき施策を体系的に明らかにします。
- (3) 実施計画** 計画期間は3年間（毎年度ローリングする）
基本計画に示した施策に対応する事業の具体的な計画です。



3 個別計画との関係

総合計画は、行政が取り組むまちづくりのあらゆる分野を網羅した市の最上位計画です。個別計画は、総合計画に即して策定される、まちづくりの特定分野に関する個別具体的な計画です。そのため、個別計画は、総合計画との整合を図り策定することが求められます。



▲総合計画と個別計画との関係（イメージ）

基本構想

まちづくりの基本理念

市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくり

持続可能なまちづくり

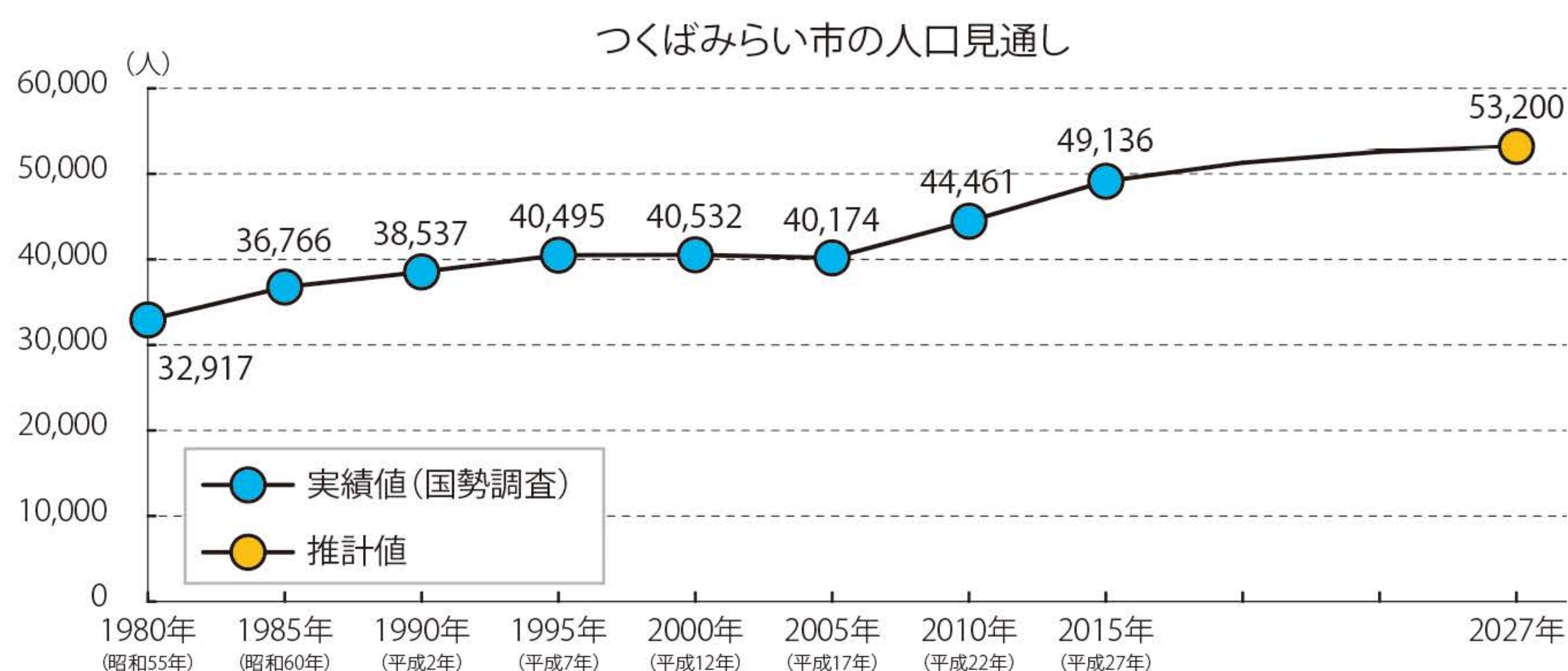
個性豊かなまちづくり

将来像

しあわせと笑顔あふれる みどりがつなぐ“みらい”都市

まちづくりの規模（人口指標）

平成39年（2027年）
における人口の見通し
53,200人



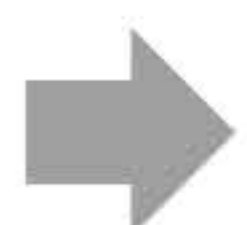
資料 国勢調査（各年10月1日現在）
注）2005年（平成17年）までは、旧伊奈村（町）と旧谷和原村の合計。

まちづくりの質（しあわせ指標）

目標 市民一人ひとりが「しあわせ」を感じる意識の拡大を図ります。
(現況値) (将来値)

主観的指標

50点／100点
(平成30年)



50点以上の確保
(平成39年)

ライフステージや生活全般において市民の感じる全体的な幸福感を表す指標（主観的指標）をアンケート等から設定し、その成果について確認しながら、つくばみらい市民の「しあわせ」レベルが高くなるまちづくりを目指します。

目標 地域や社会において「しあわせ」を育む環境の拡大を図ります。
(現況値) (将来値)

客観的指標

50点／100点
(平成30年)



50点以上の確保
(平成39年)

市民の幸福感に影響を与える環境について統計的データ等から指標化（客観的指標）し、その成果について確認しながら、地域や社会において「しあわせ」を育む環境のレベルを高めるまちづくりを目指します。

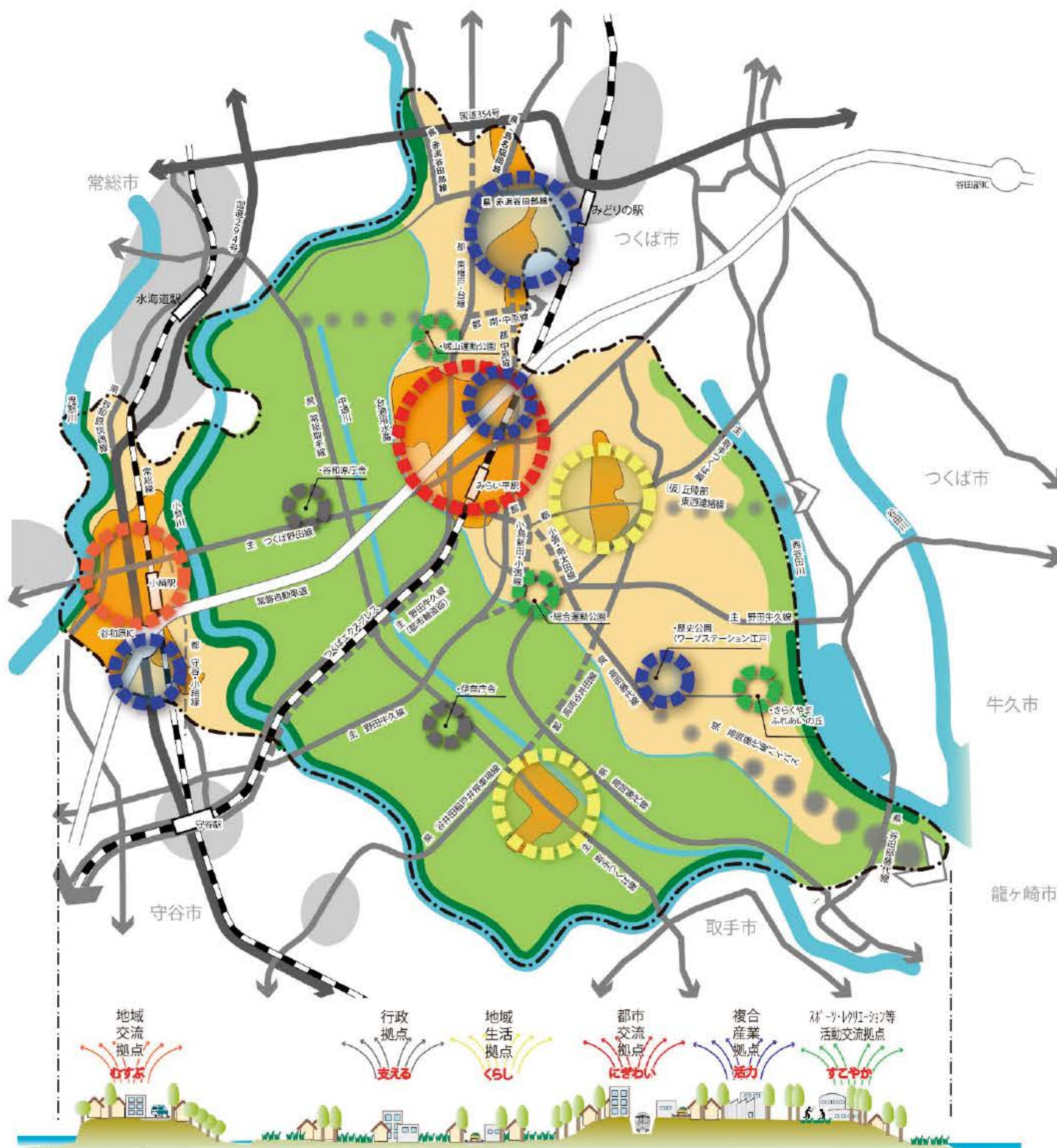
まちづくりのデザイン

1 グランドデザイン

(土地利用構想)

テーマ

都市は施設の充足から質的拡充へ…
豊かに暮らし続けられる市民の舞台づくり



断面イメージ

凡例

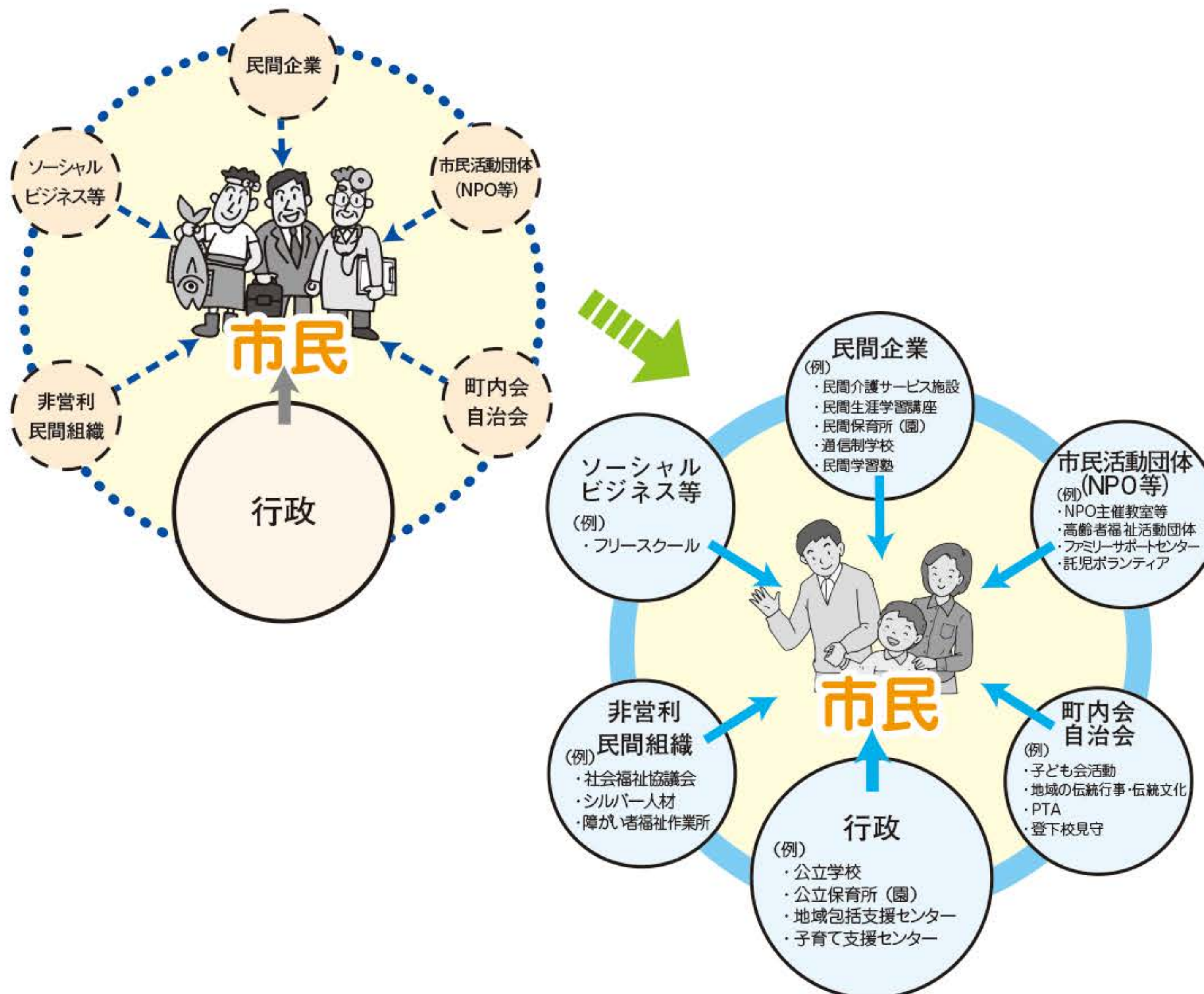
- | | | | |
|-----------|----------|-----------|----------------------|
| 行政区域界 | 自動車専用道路 | 国道 | 市道・都市計画道路 |
| 鉄道 | 河川 | 県道・都市計画道路 | (.....は計画路線を表す) |
| 都市の利用地域 | 環境保全地域 | 都市交流拠点 | 複合産業拠点 |
| 集落・緑地環境地域 | 近隣自治体市街地 | 地域交流拠点 | スポーツ・レクリエーション等活動交流拠点 |
| 集落・田園環境地域 | | 地域生活拠点 | 行政拠点 |

2 ライフデザイン

(暮らしづくり構想)

テーマ

市民一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしの実現

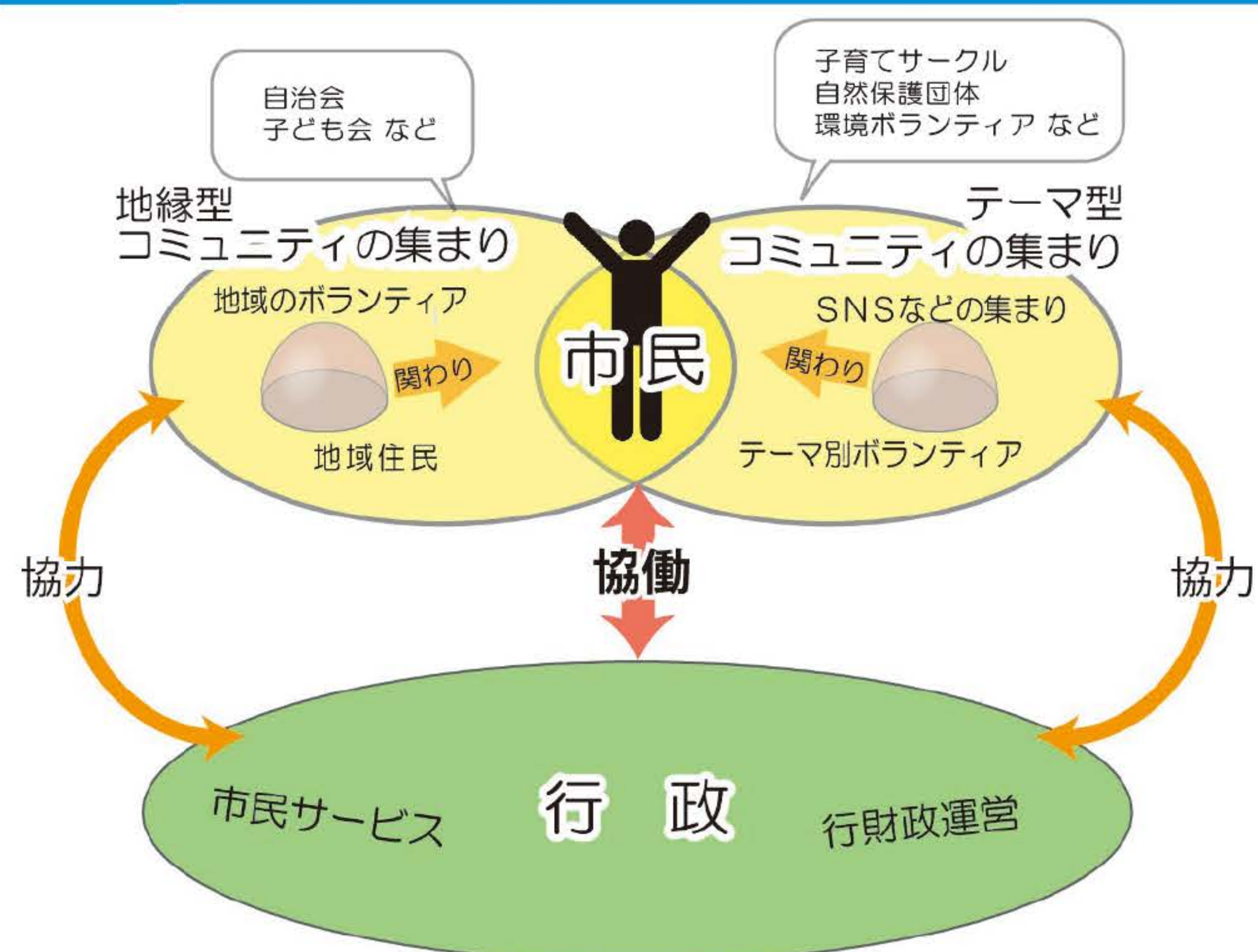


3 ソーシャルデザイン

(地域社会づくり構想)

テーマ

市民が主体的に参加する新たな地域社会づくり



第2次つくばみらい市総合計画

発行 平成30年10月
 発行者 つくばみらい市
 編集 つくばみらい市市長公室政策秘書課
 〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田195(伊奈庁舎)
 TEL 0297-58-2111(代表) FAX 0297-58-5611
<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp>

まちづくりの基本目標

1 市民目線に立った質の高いまちを創る

これまでの「便利な施設がある」というハード自体の「モノ」を充実していくまちづくりから、「便利で暮らしやすくなった」という情緒「コト」を充実していくまちづくりへと転換を図り、地域の暮らしに適した市民目線に立った「生活の質」や「環境の質」を高めていく都市を目指します。また、利便性の高い都市部と豊かな自然に囲まれた農村部の両方の魅力を生かしたまちづくりを目指します。

土地利用／交流拠点・地域拠点／環境／公園・緑地／河川／農業／工業／商業／映像関連産業／道路／公共交通／上水道／下水道・農業集落排水施設／生活環境／住環境／循環型社会

2 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る

持続可能なまちづくりの実現に向けて、市民一人ひとりの暮らしを大切にした地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤の充実を目指します。また、安心な暮らしに向けた社会インフラとしてニーズが高い福祉や医療の分野、一人ひとりにきめ細やかな対応が求められる学校教育の分野、市民ニーズに即したメニューが求められる生涯学習の分野など市民のライフスタイルを下支えする役割を持つ政策や施策については、行政サービスの適正さに配慮し、市民ニーズを意識した展開を目指します。

子育て支援／幼児教育／学校教育／青少年健全育成／健康づくり／医療／生涯学習／スポーツ・レクリエーション／消防・防災／危機管理体制／防犯・交通安全／高齢者福祉／障がい者福祉／地域福祉／社会保障

3 連携や協力によって支え合う社会を創る

これまでの行政主導型から、市民と行政が共に考え、決定、行動し、支え合う、協働型へと転換する仕組みを整備し、政策形成能力の高い機能的でコンパクトな行政経営を目指します。また、転入住民と在来住民の相互理解の下に自治会等の地縁的な活動組織やNPO*など市民活動を行っているテーマ型活動組織など多様な主体が連携・協力し合う協働関係の構築を目指します。

人権／共生社会／男女共同参画／地域コミュニティ／文化振興／観光／地域交流・国際交流／市民活動／広報・広聴／情報公開／個人情報保護／行財政運営／広域行政

*NPO（法人） Non Profit Organization の略。非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。



第1章

市民目線に立った 質の高いまちを創る

第1節 豊かな暮らしをつくる自然と調和したまち

基本方針

■土地利用の推進

- 自然環境と都市環境の調和を基本とし、総合的かつ計画的な土地利用の推進を図ります。
- 持続可能なまちづくりを進めるため、都市機能と拠点間ネットワークの構築を促進します。

■自然環境の保全・活用

- 本市の魅力である田園風景や水辺空間などを未来に継承し、人と自然が共生するまちを目指します。

施策内容

- (1) 計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成
 - 1 適切な土地利用の誘導
 - 2 都市交流拠点及び地域交流拠点等の充実
- (2) 環境に配慮した水とみどり豊かなまちづくり
 - 1 自然環境の保護・保全
 - 2 公園整備と緑化の推進
 - 3 河川等の整備と維持・管理

第2節 地域の魅力を生かした活力あるまち

基本方針

■地場産業の活性化

- 優良な農地を次世代へとつなげ、持続可能な力強い農業の実現を目指します。
- 雇用環境の整備・充実に図り、企業活動の活性化を目指します。
- 地域を支え、まちの活力となる魅力ある商業環境づくりを目指します。

■新たな活力となる産業

- 地域資源を活用した6次産業化や農商工連携などにより魅力ある農業環境を構築します。
- 優良企業の誘致を積極的に進め、地元経済の活性化と雇用機会の拡大に取り組みます。
- 商業施設の誘致や起業家への支援などにより、魅力ある地域づくりを目指します。
- 映像を活用した新たな魅力創出による地域振興策の展開を検討します。

■道路・交通ネットワークの充実

- 周辺の拠点都市や近隣市、市内各拠点や集落間などを相互に連絡する道路ネットワークの構築を推進します。
- 日常生活の利便性を高め、誰もが、自由に、便利で利用しやすい公共交通の構築を目指します。

施策内容

- (1) 地域産業の育成と活性化
 - 1 農業環境の充実
 - 2 地域商業の育成支援
 - 3 雇用の創出と既存企業への支援（工業）
- (2) 新たな活力となる産業の創出
 - 1 農業の活性化
 - 2 商業施設の誘致
 - 3 新たな拠点の形成（工業）
 - 4 地域特性を生かした産業の展開
- (3) 道路ネットワークと公共交通の充実
 - 1 道路ネットワークの充実
 - 2 公共交通の利便性向上

第3節 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまち

基本方針

■上水道・生活排水対策

- 安心して安全な水道水の供給に努めるとともに、良質で安定的な給水サービスを提供します。
- 施設の適切な維持管理に努め、清潔で衛生的な生活環境の維持を目指します。

■良好な住環境の形成

- 安心して暮らせる良好な生活環境と地域特性を生かした良好な住環境の維持形成を目指します。

■環境対策

- 地域や市民のレベルで地球温暖化対策に貢献するまちの形成を目指します。

施策内容

- (1) 上水道及び生活排水対策の整備
 - 1 上水道施設の維持管理
 - 2 公共下水道の整備
 - 3 公共下水道、農業集落排水等の維持管理
- (2) 快適な生活環境の保全と整備
 - 1 生活環境の充実
 - 2 良好な住環境の整備
- (3) 循環型社会の構築
 - 1 3Rの推進
 - 2 地球規模の環境対策

第2章

市民が豊かな暮らしが描ける場を創る

第1節 すくすく育つ“みらい”の子

基本方針

■子育て支援

- 妊娠・出産期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を推進します。
- 子どもが自ら育とうとする子育てを大切にした支援に取り組めます。

■学校教育

- 幼児教育から義務教育までを通した本市の教育指導・支援体制の確立を図ります。
- より良い教育環境を目指し、義務教育施設の整備及び適正規模・適正配置に取り組めます。

■青少年育成

- 学校、家庭、地域及び関係団体の連携・協力体制を強化し、未来の地域の担い手を育成します。

施策内容

(1) 子育て支援の充実

- 1 子育て支援体制の充実
- 2 保育施設とサービスの充実
- 3 子育て世代包括支援事業の充実
- 4 幼児教育の充実
- 5 幼児教育環境の充実
- 6 幼児教育施設の充実

(2) 学校教育の充実

- 1 義務教育の充実
- 2 家庭・地域の教育力の向上
- 3 教育環境の充実
- 4 健康と安全性の確保

(3) 青少年健全育成の推進

- 1 青少年健全育成事業の推進及び体制の充実

第2節 いきいきと暮らす“みらい”市民

基本方針

■健康づくり

- 市民の健康寿命の延伸を目指します。
- 健康な生活習慣の知識や食生活についての意識を高めるため市民への啓発に取り組めます。

■生涯学習

- 各ライフステージのニーズに対応した学習機会を提供します。
- シニア世代が生きがいをもち、より充実したセカンドライフが送れる取組を推進します。

■スポーツ・レクリエーション

- スポーツイベントを通して、市民の交流を深めていきます。
- 気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめる場の充実を図ります。

施策内容

(1) 市民の健康づくりの推進

- 1 健康寿命の延伸を目指した取組の推進
- 2 感染症予防の推進
- 3 医療施設と診療体制の充実

(2) 生涯学習の推進

- 1 生涯学習環境の充実・整備

(3) スポーツ・レクリエーションの推進

- 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 2 スポーツ・レクリエーション団体の育成
- 3 スポーツ・レクリエーション施設の充実・整備

第3節 みんなで守る“みらい”のまち

基本方針

■安全・安心なまち

- 市民と行政の協働により、まちの安全を図ります。
- 市民の地域への帰属意識や共助意識の向上を促進します。

■高齢者福祉

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって元気に生活することを目指します。
- 高齢者一人ひとりの状態や必要に応じた介護支援を行います。

■障がい者福祉

- 障がい者が地域で安定した暮らしができることを目指します。
- 誰もが暮らしやすいノーマライゼーションのまちづくりを推進します。

■地域福祉

- 互いに支え合い、助け合い、安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。

■社会保障

- 市民が安心して生活できるよう保障します。

施策内容

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

- 1 消防・救急体制の充実
- 2 防災対策の充実
- 3 危機管理体制の充実
- 4 防犯対策の充実
- 5 交通安全対策の充実

(2) 高齢者福祉の充実

- 1 生きがいづくりの推進
- 2 高齢者の生活支援
- 3 在宅福祉の充実
- 4 福祉施設の充実

(3) 障がい者福祉の充実

- 1 障がい者福祉の推進
- 2 社会参加の促進
- 3 相談体制・情報提供の充実

(4) 地域福祉の推進

- 1 地域福祉推進体制の整備
- 2 地域福祉活動の推進

(5) 社会保障の充実

- 1 国民健康保険制度および国民年金制度の健全な運営
- 2 介護保険制度の健全な運営
- 3 低所得者福祉の充実

第3章

連携や協力によって 支え合う社会を創る

第1節 市民一人ひとりを大切にする社会を創る

基本方針

■人権施策・共生社会

- 広報、インターネット（ホームページ）などの広報媒体を活用した効果的な人権啓発を推進していきます。
- さまざまな社会体験や交流などの機会を通じて人権を尊重することの重要性を認識する機会の充実に努めます。

■男女共同参画

- 男女が互いの特性を認めあい、その人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて各分野を横断的に連携しながら総合的な取り組みを推進します。

施策内容

(1) 個人を尊重した心豊かな社会の実現

- 1 人権施策の推進
- 2 共生社会の推進

(2) 男女共同参画の推進

- 1 男女の人権の尊重
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 あらゆる分野における男女共同参画
- 4 誰もが安心して暮らせる社会づくり

第2節 みんなが交流する社会を創る

基本方針

■コミュニティ・歴史・文化資源

- 自治会をはじめとするコミュニティの活動の促進やその活動の拠点となる場の充実に図り、地域住民が主体的に参加する地域の特性を活かしたコミュニティ活動の活性化を図ります。
- 地域全体で文化的遺産を伝承し後世に守り伝えていくための支援を図りながら、市民が身近に文化活動に取り組むことのできる環境づくりを推進します。

■観光・地域間交流・国際交流

- 行政と市民、団体それぞれが交流活動に関する役割を分担しながら、人的・文化的交流を通じた地域の活性化と個性豊かな地域づくりを進めます。
- 本市の恵まれた自然、文化、史跡など既存の観光資源の整備・充実に図りながら、新たな魅力づくりに取り組み、観光客をはじめとする来訪者の増加及び交流人口の拡大を図ります。

施策内容

(1) 個性と魅力ある地域づくり

- 1 地域コミュニティの形成
- 2 地域の歴史・文化資源の活用と保存

(2) 多様な交流を育む環境づくり

- 1 個性豊かな地域資源の発掘・活用
- 2 地域間交流・国際交流の推進
- 3 交流を促進する積極的な情報発信

第3節 みんなで協力して社会を創る

基本方針

■市民協働

- 市民と行政が協力し相互にその役割と責任を果たすための仕組みづくりに取り組むとともに、多様なまちづくり活動に対応できる組織体制の確立を図り、協働のまちづくりを推進します。
- 市政に対する市民の理解と信頼を一層深めていくため、広報活動を充実するなど市民への積極的な情報提供に努めます。
- 行政計画をはじめ各施策の手続きや内容、過程を公開するとともに情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運用に努め、市政の透明性や公正性を確保します。

■行財政運営

- 行財政改革大綱に掲げる理念や行財政改革実施計画に基づく取り組みを着実に推進し、行財政運営の総合的な改革を進めます。
- 行政需要の高度化や複雑化に対応しながら、市民ニーズに即した質の高い行政サービスの提供と効率的で効果的な執行体制の強化に努めます。
- 自主財源の確保に努め、事務事業の見直し等により、計画的で効率的な財政運営を行い、より一層の財政の健全化を図ります。

■広域行政

- 関係自治体との連携・協力を積極的に展開しながら、行政区域を越えた広域的な課題に対応します。

施策内容

(1) 協働のまちづくりの推進

- 1 市民活動の支援と活性化推進
- 2 市内外に対する情報の発信及び行政の透明性の向上

(2) 効率・効果的な行財政運営

- 1 適正で質の高い行政運営の推進
- 2 健全で安定的な財政運営の推進

(3) 広域行政の充実強化

- 1 広域行政によるまちづくりの推進